

山梨県環境保全審議会廃棄物部会（平成29年度第1回）会議録

- 1 日時 平成30年2月28日（水） 午前10時～11時40分
- 2 場所 山梨県庁防災新館 403会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）平山公明 牛奥久代 岸いず美 島崎洋一 永井寛子
伊藤智基 白川恵子 東原記守 藤波博
（事務局）村松環境整備課長 野中課長補佐
計画担当（2人） 産業廃棄物担当（2人）
- 4 傍聴者等の数 2人
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 開会あいさつ
 - (3) 廃棄物部会長あいさつ
 - (4) 議事
 - (5) 閉会
- 6 会議に付した議題
 - (1) 山梨県ごみ処理広域化計画について【公開】
 - (2) 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度について【公開】

7 議事の概要

(1) 山梨県ごみ処理広域化計画について

【委員】

ごみ処理焼却施設について、現計画では、5施設への集約が目標になっていますが、これは未達成ということでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

新計画で、8施設から3施設にするということでしょうか。

【事務局】

そうです。現計画は、段階的に既存施設への統合などを経まして、計画期間内に5施設にするという計画でしたが、耐用年数の兼ね合いなどから、現状8施設になっています。

【委員】

5施設を経ずに一度に3施設へ集約化を図るということでしょうか。

【事務局】

これは、本年度、1年かけまして、市町村と意見交換や検討を行ってきましたが、委員からご指摘がありましたように、現計画については10施設を5施設にするということで、集約化を進めてきました。

峡北、中巨摩、峡南のAブロックについては、県の計画では2施設ということになっていますが、施設の更新時期に合わせないとなかなか集約化が進まないという事情があります。そのため、今回、Aブロックについては、いずれの施設につきましても、遠からず更新をしなければならない状況になっていることから、平成43年を1つの目標として、施設を1つにする共通認識が得られました。

それからBブロックですが、こちらにつきましても、Bブロック内で広域化をしていくことについては共通の認識が得られております。ただ、具体的にどういう形にするのかということは、いくつか選択肢がありまして、現在、各市町村間で協議、検討が行われているところです。

選択肢の1つとしまして、Bブロックで1つということも俎上にあがっていますので、県では、将来的なことまで見据えた場合には、できるときにできるだけ大きい枠組みを形成していくことが必要であろうということで、今回の計画につきましても1施設を目標にしています。

【議長】

現計画の計画策定段階では更新時期も考えながら10施設を5施設にするという考えがあったかと思います。今度は8施設を3施設にするとのことですが、恐らく計画を策定した際には、3施設ではなく5施設がよいとなっていたかと思いますが、その点については何か理由があるのでしょうか。

【事務局】

現計画も、最終的な到達点は県内3施設というところにあります。ただ、焼却施設を一度造りますと、基本的には15年位で大規模な改修を入れまして、トータル30年位使うのが1つの焼却施設のサイクルとなっています。このため、そのサイクルに上手く合わない大きい施設と一緒にすることがなかなかできません。

現計画の10年間につきましても、大きい施設の更新時期が到来はしないであろうということで、基本的にはその近くにある比較的小規模な施設を大きいところにまとめていくことが基本的な考えになっております。

【議長】

どうもありがとうございます。他に何かございますか。

【委員】

15年という計画期間についてはその考えでよろしいと思います。また、ブロック割についても、踏襲していくということでよいと思います。

施設の集約については、各市町村の位置と焼却施設の位置によりますが、この計画ではコスト削減ということが挙げられていますので、できれば中継基地を設けることがよいかと思います。そうすれば、環境省の交付金制度の対象にもなります。我々の分野において

も、今後は低炭素社会に向けてCO₂を下げる必要があります。環境省が提唱している統合的政策をとらなければなりません。補助金もCO₂を下げないと出さないということが前提となっております。中継基地というのは一つの方策ではないかと思えます。

先程委員さんから発言があった計画については、できれば中間レビューを5年単位で、作ってみてはいかがでしょうか。

最後に、災害対応については、他計画とのリンクを図ったらよいかと思えます。

【議長】

低炭素社会に向けた取り組みについて伺いたいということ、それから中間レビューがあればよいということですね。最後が少しわからなかったのですが、他の計画とリンクさせるということですか。

【委員】

はい。災害対応は、今まで基本的には一般廃棄物に位置づけられていますので、市町村が本来、責務としてやらなくてはなりません。山梨県等大きい人口規模では県では、ほぼ県が非常災害の対応に乗り出しています。そういった県のほとんどの市町村では、産廃協会、ゼネコン等が対応する形になってしまいます。基本的に災害対応については他計画で細かく記載することになってはいますが、ごみ処理の広域化にも関係します。この計画の中にも多少記載をしてみてもどうかと思えます。そうすれば、他計画と広域化計画がリンクしていることの位置づけができます。全面的に文言を追加するというものではありません。

【議長】

どうもありがとうございました。

【事務局】

今3点ご意見をいただきました。ありがとうございました。まず、中継基地、CO₂削減を含めた点ですが、本文の31ページをご覧頂ければと思います、課題ということで記載しております。広域化をするということは、その裏腹として、整備される施設から離れたところについては運搬距離が長くなるというような、逆の面があります。これについては、本年度市町村と意見交換をするなかでも、運搬コストが上がることを問題意識として持っているところもあります。また、委員からご意見がありましたように、CO₂の面でマイナスがあると思えます。そのため、広域化を進めるにあたっては収集運搬をどうするのかということ併せて協議をして、それぞれ市町村によって、近い遠いで対応が変わってくる所があると思えますが、そういったことも課題の1つとして検討していく必要があると考えております。

それから、中間レビューについてですが、県としてもこの計画をつくる以上は計画の進行管理をしなければいけないと思っていますので、形はどうなるかはこれから検討させていただきますが、進行管理はしていきたいと思えます。

それから災害対応ですが、本県でも災害廃棄物処理計画を策定しておりまして、必要に応じて見直しを行うことになっております。県内市町村では今のところ全ての自治体が策定するまでに到っていませんが、この広域化計画の中では、27ページに、端的に災害廃

棄物処理計画という単語は出ておりませんが、災害時におけるブロック間の連携についての記載があります。今後広域化の協議と併せまして、ブロック間で災害対応についてどのような連携が可能かなど、検討課題として、県としても対応したいと考えております。

【委員】

災害はここ数年続いています。やはり備えが必要だと思います。廃棄物処理法では一般廃棄物です。今回廃棄物処理法を改正して産廃側からの協力体制、一廃側からの再委託等が可能になっていますので、災害関係の記述を少し強くした方がいいかなと思います。災害対応については他計画があるので、そこを参照すればよいですが、この計画に記載すれば市町村への意識づけにもなるかと思います。

【委員】

日本では処分場は焼却施設とイメージしますが、日本は1,000以上の焼却場があるのに対して、アメリカは100、ドイツは50ということらしいです。日本では焼却して処分するのは常識になっていますが、世界の常識とは違いがあると思います。

焼却場はできるだけ少ない方がいいと思いますし、広域化は賛成ですが、基本はリサイクルだと思います。

市民の分別意識を喚起していかなければならないと思います。

【事務局】

サーマルリサイクルにつきましては、施設整備が前提となって発電や温水を利用することになります。市町村が新しい施設を造る際には、できるだけ効率的なサーマルリサイクルができるよう県としても助言していきたいと思っています。

それからマテリアルリサイクルは委員がおっしゃったように分別が基本になるとは思います。県内市町村の中でもリサイクル率にばらつきがあります。主体は市町村なので、県としては、それぞれ市町村のリサイクルの状況等を取りまとめ、それを市町村にフィードバックする取り組みを行っております。

また、広域化を進めることにより、おそらく一部事務組合を作ることになりますので、ひとつの枠組みの中での情報交換を緊密に行うことができるのではないかと考えています。

リサイクル率はかなりばらつきがある状況ですので、状況が必ずしも芳しくないところをいかに高い所にもっていくかということがひとつの大きな柱になるかと思っています。

【委員】

8施設あるものを3施設に集約するのであれば、理想としては3施設が同じ条件で処理ができれば一般の人にとってはメリットが大きいと思います。

行政の立場なのでよくわかりますが、この計画は消費者の目線で書かれてはいないので、そこはぜひ何らかの形でいただけたらと思います。

また、集約化の考え方では、スケールメリット等、様々なメリットが書かれていますが、デメリットについては書かれていません。CO₂削減や集約化に係る運搬費等、一般の人が気になる部分を入れていただきたいと思っています。

【議長】

一般の人が気になることに少し応えるような部分も欲しいということですね。

【委員】

一般廃棄物は基本的に市町村の問題ですが、県が計画を策定するという事は、県の姿勢や考え方がそこに反映されなければならないと思います。県の立場からそれぞれの施設に対して同じような基準で処理してほしいといった指導はできるのでしょうか。

【事務局】

ひとつの情報としてお話することは可能だと思いますが、最終的にどうするかは市町村の事務ですので、県が上から指導することはできないと思います。

施設整備のことについて、例えば甲府峡東3市のCブロックでは、去年の4月に一つの施設に集約ができましたので、今回、この計画内に情報提供として掲載しております。Cブロックの施設につきましては、ひとつの特徴として、高効率のごみ発電の導入をしております。これは29年度の見込みですが、4,500万kWhの発電をすることにより、これに相当するCO₂の削減が図られると思います。また売電をすることによって住民の負担がその分軽減されていきます。こういった情報提供を具体的に行って、これからこれに続くAブロック、Bブロックにつきましても積極的に検討してもらえよう働きかけをしていきたいと思っております。

【議長】

よろしいでしょうか。他に何かありましたら。

【委員】

最終的にごみ焼却施設が3施設になった暁には、事務組合もAブロックが1組合、Bなら1組合、Cなら1組合となると思うのですが、先に事務組合だけまとめて組織を減らしてみてもどうでしょうか。

【事務局】

県内で1つということですか。

【委員】

1ブロック1事務組合に。

【事務局】

基本的に一部事務組合を作る際には、施設を設置運営するための一部事務組合を設立することになると思います。Cブロックについては1つの一部事務組合をつくって運営しておりますが、Aブロックについては今後施設整備を具体的に進めるにあたって、30年度以降具体的に一部事務組合を設立することを検討していきます。

Bブロックについては、現状、最終的にどういう形にするのかということが市町村の方で方針が具体的に固まっていないところがありますので、その運営の形態をどうするかということについても、今の時点では少し考えにくい状況です。

そういった状況からも、広域化の枠組みを先に市町村間で合意をしていただいて、それ

を前提にした事業形態、組織形態を考えていくというような段取りになっております。

【委員】

施設ができるのを待っているよりも、先に事務組合を統合することによって分別方法の統一など得られるメリットもあるかと考えます。

【委員】

分別方法と技術的な燃焼施設の設計は平行して検討するのが一般的です。また、事務組合を統合する主体はやはり市町村ですね。

【委員】

ドイツでは、分別よりもサーマルリサイクルのところを強化していました。そのような考え方で施設設計はできないのでしょうか。

【委員】

日本とドイツの廃棄物自体の質が違うこと、また、廃棄物処理の入り口論が違うことから統一的に考えることができません。

【委員】

一般廃棄物のごみの分別自体は、3ブロックでも5ブロックでも、そんなに大きな問題にはならないと思います。ただし、ごみ処理を広域的に行うことは、地域住民の合意形成、市町村間の調整が一番の大きな問題になると考えます。

(2) 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度について

【委員】

まず、行政指導（文書勧告）を根拠に格付けを取り消すことは、行政指導の萎縮に繋がってしまうのではないのでしょうか。

2点目は評価基準について、実施の有無ではなく、例えばボランティア活動の評価であれば、実施回数や取り組む人数の多さによって得点を変えるのはどうでしょうか。

【事務局】

まず、一つ目ですが、行政処分は法に基づいたものですが、この格付け制度は法に基づかない制度となっています。文書勧告を受けた際には、格付けが取り消されるということを事業者理解していただいた上で、誓約書を提出してもらうことで対応していきます。

【委員】

「処理」という言葉は、一般の人にはわかりづらいのではないかと思います。「収集運搬・処分」と分けて書いた方がよいのではないのでしょうか。

「産業廃棄物」というと世間的なイメージとしてはあまりよろしくない。この制度を通じて事業者がレベルアップし、業界全体のイメージが上がればよいと思います。

上に立つ人間の資質が問題だが、そこは襟を正していただろうと思います。

【議長】

今の話とも関係があるかと思いますが、業者の方の反応はどうでしたか。

【事務局】

制度の導入については基本的に賛同をいただきました。また、排出事業者は処理費用が高い、安いといった観点でしか評価しないことが多いので、この制度を通じてその意識を変えてほしいという意見がありました。

【議長】

マイナスの意見はなかったのでしょうか。

【事務局】

この制度を許可制度と同様の規制制度として誤解されていた方はいらっしゃいました。また、格付けを受けたらしばらく行政の人と顔を合わせなくていいかなとおっしゃる方もいましたが、そういった方は少数でした。

【委員】

県内で約800の処理業者がいるとのことですが、どのくらいの業者がこの制度に参加する見込みですか。よい制度なので、多くの業者に参加してもらえるように周知、広報を積極的に行うべきではないでしょうか。

また、東原委員がおっしゃったように、産業廃棄物処理業に対する県民の目は厳しいように思います。せっきくこのような制度を運用して業界の底上げを目指すのであれば、県のホームページに留まらず、色々な場面でPRすることが必要ではないでしょうか。

【事務局】

他県の状況によると、約1割の業者が制度に参加しています。一番直近で始めた大分県では30%の業者の参加を目標としていますので、本県もそこをターゲットにしていこうと思います。

また、PRについては、排出事業者の団体に制度の話をする機会が多くありますので、そのような機会を通じてPRしていきたいと考えています。

【委員】

制度を創設した理由は、何か山梨県内で問題点があったためなのではないでしょうか。

【事務局】

特に問題が何かあったということではありません。廃棄物行政は規制行政ですので、厳しく指導することが基本的なスタンスになっています。ただ、規制一辺倒で、業界の全体的なレベルアップがされていくのかという問題意識がありました。そこで、一生懸命にやっている業者さんについては、県が応援することで、全体的にそれに追従する業者さんの数を増やし、産業廃棄物処理業全体のレベルアップを図ることが基本的な考え方、格付け制度の検討に至った経過です。

【議長】

他になければ、これで議事を終了します。なお、本日の議題につきましては、環境保全審議会の審議事項に位置づけられておりませんので、審議会に対しては、執行部から、説明していただくようお願いいたします。

以上で議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。